

## 明治初期における麻生家の二つの炭坑経営の例にみる土着石炭鉱業家の特質について

今野, 孝  
九州大学大学院経済学研究科

<https://doi.org/10.15017/13677>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 10, pp.118-129, 1979-03-03. エネルギー史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 明治初期における麻生家の二つの炭坑経営の例にみる 土着石炭鋳業家の特質について

今 野 孝

## 1 はじめに

筑豊における地元石炭鋳業家を、その出自によって典型的に分類することは、すでに遠藤正男氏の論文「筑豊石炭業に於ける初期会社企業」(『九州経済史研究』昭和十七年、所収)や隅谷三喜男氏の『日本石炭産業分析』において行われている。

ところで、遠藤氏の類型を継承しながらも、より正確に地元鋳業家の分類を行った<sup>(2)</sup>隅谷氏においても、その分類の素材は高野江基太郎の『筑豊炭礦誌』や各鋳業家の伝記などに拠っている。またこれら「土着鋳業家」が中央資本のもつ資金の優位性との対比の中でとらえられているため、単にそれらを類型化するとどまっているといえる。この点からいうならば、今後は筑豊における土着鋳業家の性格をより具体的・実証的に明らかにしていくことが必要であると思われる。

その点遠藤氏においては、その論文「筑豊石炭業に於ける問屋制の変遷」(『日本近世商業資本発達史論』昭和十一年、所収)において「土着商業資本家より転化した鋳業家」について、小倉の石炭商中原屋を例にとって詳論されていることは評価されよう。しかしながら、遠藤氏の場合にも、事実の誤りと同時に、類型化された鋳業家の特質を必ずしも充分にとらえられていない点が指摘される。前掲論文「筑豊石炭業に於ける初期会社企業」で考察された京野鋳盛会社の経営者鞍手郡四郎丸村の古野家の場合がそれである。すなわち、古野家を「徳川時代より豪農階級として村方庄屋を勤め、或は地主としてこ

の地方に有力な地位を占め、且つ富の蓄積をなした人々より転化した鋳業家」の「最も顕著な一例」としながらも、古野家が京野炭坑の経営に参加する以前に、みずからも炭坑経営を手がけていた事実<sup>(3)</sup>が見落され、古野家の炭坑経営への進出を明治十七年の時点ととらえているため、この類型の鋳業家において、きわめて重要な特徴であると思われる藩営焚石仕組法下以来の各村々の焚石丁場とのかかわりについては、全く触れられずに終わっているのである<sup>(4)</sup>。かかる類型に属する鋳業家の特質としては、むしろこの点をこそ重視すべきであろう。

以上の視点から、本稿は筑豊における地元大手資本の鋳業家のひとつとなった飯塚の麻生家が、幕末から明治初期にかけて、すなわち藩営焚石仕組解体前後において、その経営にかかわった二例の焚石丁場をとりあげ、前述の古野家同様その出自を庄屋・大庄屋格の家とする鋳業家として、他と峻別しうるひとつの特質が、豪農層としての明治期以前からの焚石丁場とのかかわりにあることを一応確認しようとするものである。

ここにとりあげたひとつは明治四〇五年における穂波郡目尾村での事例であり、もうひとつは幕末から明治八年にかけての穂波郡南尾村における伊勢谷坑の事例である。目尾村の例においては、麻生家の経営参加に村役人としての立場と、そこにある「村救」的性格を推測させ、また伊勢谷坑の場合には麻生家の利貸経営の中から炭坑経営へ参加していく姿をおして当時の麻生家と焚石とのかかわりを示しうる<sup>(5)</sup>と考える。もっともこの二例は、必ずしも明治以降の麻生家の炭坑経

営を代表しうるようなものではない。また藩営仕組法下からの関連をみるには麻生家の居村近隣(立岩・上三緒・下三緒などの村々)における炭坑経営についてこそ考察すべきであろうが、これに触れなかったのは、この地域における炭坑経営に関する資料が、麻生家の「家」の経営に関する比較的豊富な資料と密接な関連をもっており、これらの充分な検討をまつべきだと考えたからである。<sup>5)</sup>

(1) 各鉱業家をその「出自」によって類型化すること自体が、まず検討されるべきかもしれない。しかし、土着の鉱業家についての研究が必ずしも充分でない現状では、一つの試論として展開することは無意味ではないと考える。

(2) 遠藤氏は麻生を貝島・蔵内らと共に「明治初年以來炭坑労働者として鶴嘴一本腕一本を資本として小炭坑を自ら開鑿し、炭価の騰貴需要の激増等に恵まれつつ、次第に巨大資本を蓄積して行き、以て近代的採炭経営者に進んだ人々」としている。また蔵内次郎作についても、その出自についてみる限りでは庄屋の家である。これらは隅谷氏において正されている。

(3) すくなくとも明治十六年の『鉱山借区一覧表』には、鞍手郡四郎丸村八上下外一字における二〇七五坪の借区人として古野惣五郎の名がみえる。ちなみに許可年月は明治七年五月八日、生産高二三万一二八八斤となっている。

(4) 遠藤氏は、古野家が京野礦盛会社を創り「石炭鉱業を試みるに至った」「直接的事情として」の諸条件を、その豪農経営にみる前期的資本の蓄積と、そこからくる新事業に対する積極性(先進性)、さらに旧庄屋という格式による資金募集の便利さという諸点に求められていると理解できる。以上の諸点については異論をさしはさむものではない。

なお、隅谷氏のいう「村の庄屋・里正の出身であって、その資力と知識とをもって炭坑経営にのりだしたものの」の類型においても、これらの鉱業家を仕組法下からの関連をもってとらえる視点はない。

(5) なお、この点に關しては西村卓氏が九州経済学会(一九七八・一一・二五、於第一経済大学)における報告「幕末・明治初年における麻生家豪農経営の分析——筑豊石炭鉱業の農村的背景——」のなかで、麻生家の諸資料の分析から、(一)麻生家は、みずからも山元として丁場を経営する分家の太次郎を通して、これに対する恒常的貸付を行なうことによって多くの焚石丁場への投資を行なっていたという重層的な関係を指摘し、(二)さらにこの焚石丁場への投資の資金的基礎が麻生家の諸経営(高利貸付、自作地経営、小作地経営、樫実買入等)から生みだされる利得にあり、(三)仕組法下における村方の焚石丁場経営が、親方百姓として社会的地位を確立し、又資金的・人的に重層的な関係を持ちつつ発展してきた「豪農」の存在を前提することによってその維持が可能であった、と指摘されており注目される。

## 2 明治四〇五年における目尾村焚石山の事例

仕組法解体直後から麻生家は多くの炭坑に關係したとされている。事実多くの資料によって裏付けられるが、いずれも姑息堀の域を出るものではなかった。またそのほとんどが他との共同で採掘・経営にあつた。この点は明治初頭から十年代にかけての麻生家炭坑経営の特徴でもある。それはひとつには幕末からすでに有力な山元であった太次郎が麻生家の分家であつた如く、明治初頭まで麻生本家筋の者が山元になることはなかったことによると思われる。明治六年において山元として名がみえるのは、表I・IIにみる如く麻生關係では

表Ⅰ 明治6年1月～8月 嘉麻郡各石炭坑売却石炭斤数

村名	坑(字)名	山元	石炭売却 斤数	村名	坑(字)名	山元	石炭売却 斤数
勢田	小富士	高瀬 小三郎	22,900	有井	浦田	浜 鉄 磨	162,700
"	矢 峯	沢原 静右衛門	1,308,040	有安	山の神	福田 保 七	745,950
"	五畝谷現権堂	許 斐 平三郎	648,850	下三緒	岡ノ浦	鬼丸 清四郎	77,750
"	明神五畝谷	許 斐 六 平	1,286,460	"	権現谷	井手 重太郎	479,020
"	奥 谷	田中 作右衛門	1,112,120	上三緒	水打谷	"	519,700
鯨田	茶屋ヶ谷	谷松 次 郎	2,299,180	"	城ヶ尾	白神 弥三郎	43,500
"	堀ノ口	福間 芳太郎	1,188,550	鴨生	貴舟浦	"	321,900
"	泉 谷	花村 忠 平	1,139,480	網分	飛 川	山本 丈 吉	30,300
"	"	花村 嘉 平	183,850	佐与	観音谷	福田 保 七	483,840
"	中 谷	熊井 弥一郎	1,086,510	口春	山伏ヶ谷	原 弥 助	75,700
"	笠 松	花村 德 七	69,400	漆生	中 屋	梅野 文右衛門	54,500
立岩	大へう	花村 勇次郎	1,497,400	山野	白 門	井手 重太郎	111,600
"	大 谷	鬼丸 清四郎	32,200	下山田	巡ノ浦	佐野 新 助	215,980
"	笠松谷	花村 良 吉	521,400	"	中山奥	岡本 清五郎	298,980
"	大 谷	麻生 太次郎	602,840	"	中山前	松岡 十 五	5,000
有井	向鳥羽	福田 保 七	207,080	"	巡之浦	松本 勝三郎	35,000
"	泉ヶ谷	花村 徳兵衛	707,710	才田	吉 堤	大山 兵四郎	10,000
"	笠 松	花村 忠 平	445,200	西郷	西ノ郷	今福 二 一	26,180

備考「癸酉一月ノ八月迄石炭売却分斤数賦金書上帳」(麻生家文書)より作成

表Ⅱ 明治6年1月～8月 穂波郡各石炭坑売却石炭斤数

村名	坑(字)名	山元	売却石炭 斤数	村名	坑(字)名	山元	売却石炭 斤数
南尾	伊勢谷	山口 角 平	1,070,000	忠隈	山王谷	花村 勇次郎	367,000
元吉	石堀セン米廻り	吉村 静 太	500,000	"	宮 坂	山本文 吉	502,000
馬敷	古 野	永 芳 作 七	100,000	幸袋	杉 谷	伊藤 半 七	60,200
内住	松木ノ元	畠中 新次郎	400,000	"	"	篠崎 貞 蔵	159,000
相田	彦兵衛谷	福間 伊 惣	205,900	庄司	辰巳ヶ浦	浦上 湊	836,150
"	サコノ谷	麻生 末 吉	187,800	川津	杉 谷	浅野 久 次	235,800
"	比ヶ浦	林田 直 七	372,000	片島	宮ノ首	林田 伝右衛門	60,000
"	赤松谷	肘井 利 市	392,300	横田	長 浦	"	120,000
"	天竺谷	栗崎 与三郎	100,000	"	堤 下	花村 勇次郎	320,000
"	寺 浦	篠崎 貞 蔵	2,202,050	伊岐須	池ノ谷	山本文 吉	742,300
平恒	乙ヶ谷	畠間 小四郎	406,600	潤野	野 入	熊谷 又 助	1,180,130
豆田		(山元名ヲチ)	40,000	中 真	真 谷	伊藤 伴 七	26,500
目尾	山ノ谷	福間 和右衛門	46,000	"	"	福間 和右衛門	1,024,590
"	赤地坂	山本 正 義	36,000	"	明 見	福間 伊 惣	578,550

備考「癸酉一月ノ八月迄石炭売却分斤数区別月割書上合冊」(麻生家文書)より作成

表Ⅲ 嘉麻徳波両郡焚石丁場合計

	第七大区 (穂波郡)	第八大区 (嘉麻郡)	両区(郡)計
1～8月石炭売却斤数計	12,783,940	18,049,720	30,833,660
内    粉石	12,738,300	17,237,960	29,976,260
大塊	45,640	811,760	857,400
丁    場    数	28	36	64
1丁場平均売却斤数	456,569	501,381	481,776

備考：前掲2資料による。

表Ⅳ 麻生家関係借区状況

	借区人(山元)	所在村名、字名		
明治 十六 年①	麻生太次郎	立岩村大谷		
	麻生末吉	相田村サコノ谷		
明治 七年 ②	麻生太(多)次郎	下三緒村石切谷	3,000坪	
	"	立岩村大谷	1,040坪	
	麻生末吉	忠隈村山王谷	1,000坪	
	"	有井村下笠松	2,037坪	
	麻生惣兵衛	有井村泉ヶ谷	2,951坪	
明治 十六 年 ③	麻生太吉	有井村下笠村	2,130坪	許可 7. 4. 22
	"	立岩村横尻山	280坪	9. 10. 19
	"	綱分村榜示浦	600坪	14. 3. 25
	"	忠隈村山王谷	1,000坪	7. 4. 15
	麻生多次郎 (太治)	立岩村大谷	1,040坪	7. 4. 22
	"	" 亀山	200坪	9. 10.
	"	下三緒村石切谷	3,000坪	7. 5. 8
	麻生惣兵衛	有井村泉ヶ谷	2,951坪	7. 4. 22
	宗兵衛	山野村半田ヶ坂	1,500坪	8. 11. 19
	麻生徳兵衛	立岩村山内山	600坪	9. 10. 19
麻生清右衛門	" 山内	450坪	9. 10. 19	

①：表ⅠおよびⅡの資料による。

②：『石炭借区間坑免許券証御渡人別渡帳』（麻生家文書）による。

③：明治16年12月31日調『鉱山借区一覽表』による。

太次郎と末吉(太吉の弟)だけである。このことはまた、借区人が確定していく明治七年以降、当初麻生家関係の借区がわずかであることから理解できる。以後徐々に麻生家の借区は増加していくが(表Ⅳ参照)明治十年代末迄にはすでにかなりの坑区を集積するに至る麻生家の炭坑経営が、多くの場合他との共同経営であったことは留意すべきであろう。

ところで、麻生本家が直接的に焚石丁場の経営にのりだしたのは、

明治四年に鶴次郎(後の太吉)を目尾村の山元としたのが嚆矢であつたようである。そしてこの時の焚石丁場への進出は「村救」を意図したものであつたと思われる。なおこの年相田村では弟の末吉も山元になつてはいるが、これも恐らくは同様の意図をもつたものと思われるが、資料がなく判断としない。

焚石仕組の目的に貧民救済があつたことは周知である。最近松下志朗氏は政策史的視点であると断りながらも「むしろ焚石・石炭旅売仕

組の意義は、当初から何書等に述べられているように貧民救済（それは村救済のみならず、採掘に従事して賃金を得ること自体迄も含める）にあり、本百姓経営の維持乃至再建を目ざす封建政策の一環としてのものであった<sup>(1)</sup>として貧民救済の側面を強調されている。そうであれば一層仕組法下での焚石丁場経営と村方役人との関係は密接なものでなくてはならないであろう。それは焚石丁場に關する多くの「願書」によっても知られるところである。

麻生家は文政年間に嘉麻郡立岩村の庄屋となり、近隣の村々の庄屋役をも勤めていた。麻生賀郎は明治二年に立岩触の触口となり、翌三年には飯塚村へ入役し、飯塚触三十三カ村を触下においた<sup>(2)</sup>。目尾村もこの中に含まれていた。

明治二年を頂点とする大凶作は周知のところであるが、この時の目尾村の状況と共に村の窮乏と焚石採掘との關係を伝えているのが次に掲出した資料である。

(資料 1)

穂波郡目尾村庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚<sup>(3)</sup>

当村近年零落仕居申候処、去丑年々々御田地分年々水損も相統難  
洪仕居申候折柄、一昨巳年一統之異作別テ当村ハ肝要之時□御田地  
之分穂水仕、現ニ御免返上御願申上度程之振合ニ御座候得共、御趣  
意勘弁仕無扨春御免御請申上、追々混納取掛見候処、百姓之見込々  
大ニ相劣リ候得共可致儀も無御座、然ルニ御上納米大造之不足ニ相  
成償之手段少も無御座ニ付、御田地書入証文を以借入等仕、免ヤ角  
一昨冬御上納相仕舞申上候処、昨年ハ一統之豊作何れ之村も近年異  
作之末村借財有之分払済、一統大ニ相祝居申候中ニ当村ハ養水堤掛  
リ之村ニ御座候処、堤水過半位イ之溜ニテ七月初メ々養水切ニ相成  
数拾町之御田地干付、民事掛御役所えも御届申上候、村方手ヲ尽シ  
扱水等昼夜掛切仕せ候得共、何様行届不申肝要之時々干付損毛仕候、

一統豊作之年ニ実ニ残念ニ奉存上候得共一統豊作と申触口中ニ当一  
村御歎願申上候も奉恐入次第と私共勘弁仕、村方申合混納ニ取掛見  
申候処、御上納米大造調□候間、村中申合諷之余米有之御田地迄不  
残書入仕、大金借入免ヤ角御上納相仕舞申候、前件奉申上通、一昨  
巳異作ニ付借財、又、昨年干損ニ付借入相重、何れ之銀主をも不沙  
汰勝ニテ借入等之融通も留リ、必度淺之道も無御座候得共、当日ハ  
焚石質掘等稼を以生活仕居申候得共、当年之借財返済之手段等無御  
座候、此儘仕置候得ハ、書入致置候御田地等も不殘銀主々被引揚、  
追々村施ニも相成程之形勢御座候間、村中申合改正相立、田地為請  
返と奉存上、当春々山ノ谷・下ノ谷と申所両ヶ所先年取殘焚石丁場  
仕操仕セ候処、古口之儀ニテ兩ヶ所共深敷ニ相成、漸々先月上旬兩  
所共仕操相仕舞、追々堀方仕セ居申候得共、何様私共之世話ニテハ  
堀方岡出シ積方等之儀行届不申ニ付、是迄之山元庄蔵・万吉・勢六  
え一切請持セ世話致させ申筈ニ御座候、勿論積株之儀ハ右三人之積  
株ヲ以積下申上候条、今程恐多御願ニ御座候得共、前二奉申上候通、  
借財道付之ためニ堀方仕セ居申候間、只今々来ル亥年迄五ヶ年之間  
堀方仕候分御益錢之内八拾文御救渡被仰付被為下候儀ハ被為御叶間  
敷哉、乍恐御願申上候、左候得ハ御蔭を以数町書入田地追々請返し  
村柄立直候様迄度私共初百姓中改正相立可申候、尚又村方々堀方岡  
出等出情仕セ可申上候条、何卒御別儀之御慈悲被為加願之通何分共  
宜敷御聞通被仰付被為下度偏ニ奉願上候、以上

目尾村組頭

山本徳三郎 ㊦

明治四年末五月

同 高野 勝作 ㊦

同 野見山寿三郎 ㊦

同村庄屋 山本 陽平 ㊦

右の資料によって当時の目尾村の窮乏した状況をうかがい知ることが出来るが、村柄立直しのために「先年取残焚石丁場」である「山ノ谷・下ノ谷」の二カ所で、元の山元であった庄蔵・万吉・勢六の三人に再び山元として焚石採掘にあたらせた事情をも知ることが出来る。この三名の山元についてはよくわからないが、これとは別に浅野又右衛門と福岡和右衛門の兩名も同村の山元であった。恐らくは先の三名に代ったのではなからうか。さらに七月になると麻生太吉が麻生藤十郎と共にこの二名に加わっている。次の村方との定約書によってそれをうかがい知ることができる。

(資料2)

約定書之事

一、当村焚石上中下共ニ左之村益定ニテ口銀被御申合御掘方御頼申候、右ニ付御田畠御山道橋其外破損いたし候テも聊相談筋不仕候、勿論田畠御山古野山何方え口御打被成掘方ニ相成候テも相障不申候、併シ是迄主有ケ所ハ指除ケ可申候、

一、銀預式拾四文

右ハ村益御通帳付百斤分

一、同 拾文

右ハ御田畠古野山之内掘方分請持主被相従分御通帳前

一、同 五文

右同断之内舞穿出来候分仕戻シ請負分

一、春田壱反年貢 八俵宛

一、春田壱反年貢 四俵宛

一、畠作壱反年貢 四俵宛

一、春畠壱反年貢 三俵宛

一、此節掘方ニテ田畠損シ候分ハ一連八元之作ニ相成候様仕戻シ可被成候

一、是迄又右衛門和右衛門掘方致来候分ハ是迄之村益ニテ掘方致させ可申候、

一、掘方中々掘仕舞三拾日之間ニ舞穿仕戻夫ハ村中半分山元中半分ニテ致候事

右之通ニテ当村焚石掘方相頼候ニ付御勝手ニ御掘方可被成候、依テ為後年約定書如件

目尾村

百姓中 ㊦

同村 組頭取中 ㊦

同村 組頭中 ㊦

同村庄屋

山本陽平 ㊦

明次四歳未七月

麻生 太吉 殿

同 藤十郎 殿

浅野又右衛門 殿

福岡和右衛門 殿

麻生藤十郎という人物については判然としないが、麻生太吉はこの年十四才である。これは明らかに名目だけの山元であったと考えられ、実際の運営は他の三人と実質的な山元である父賀郎によって行われたと思われる。触口である麻生賀郎が息子太吉の名で経営に参加したと見るのが妥当であろう。麻生賀郎の明治四年「他勤諸御用控帳」<sup>6</sup>には焚石会所に宛てた次のような書簡の控が記載されている。

(資料3)

一筆申上候、然ハ目尾焚石凡五百五拾万斤只今堀方仕居申候、頃日ハ一日二拾七八万斤堀方仕候ニ付、年内ニハ七百万斤余ニ相成候間右ニ付仕入差付候ニ付、兼テ御聞濟被仰付置御前借之内、正千両辻御貸渡奉願候、御見分被仰付儀ニ候ハ、乍恐早速御出浮奉願候、見ケル役有松伴六も別紙差出申候条、宜御聞通被仰付御貸渡可被為下候、以上

十二月十八日

飯塚村大庄屋

麻生賀郎

菅屋

焚石御会所

以上の資料から、村方役人としての麻生賀郎が目尾の焚石山経営と深いかかわりをもったものであったことが理解できよう。

次に掲出したのは、目尾の焚石山での経営のありさまをうかがい知ることができる唯一の「積り書」である。

(資料4)

目尾村

霜次郎

未七月十九日々十一月十四日迄

二日役六千九百人

代銭壹万七千貳百五十貳貫文

壺人ニ付貳貫五文

石炭四百万斤

但壹万斤ニ付

四拾三貫百廿五文

仕操賃  
日役銭

同廿八貫文

掘子賃銭

日役貳千七百四十四人 貳貫五文宛  
十一月十四日々申正月十一日迄

一日四十九人

同十七貫百五十文 水銭

同四貫五百文 地床代

同壹貫貳百文 村備

同壹貫六百文 山棟梁

同三貫八百文 岡出し

同貳貫文 山川かんば

同貳貫文 積方岡入

同百三貫三百七十五文

内

錢七百七十文

壹万斤 代七十七貫文

同廿六貫三百七十五文

不足

この資料によれば、明治四年七月十九日から開坑に着手し、十一月十四日から翌年の一月十一日までには四百万斤の採掘を行うことになっている。ここで注目されるのは一万斤当りの売価が七十七貫文であるのに対し、その経費が百三貫三百七十五文かかるとされていることである。すなわち一万斤につき二十六貫余の赤字が見積られているので



ある。これは勿論見積りであり、あるいは会所からの前借に対する配慮もあったかと思われるが、赤字が予想される焚石丁場の経営に、あえてのり出していることは留意されてよいであろう。時を同じくして十二才の末吉を相田村の山元としていることをあわせて考えると、村役人としての立場から必然的にかかわりをもたざるを得なかったのみならず村々の窮状を救おうとする親方百姓としての性格をもったものとして、麻生家と焚石丁場との関係のその一つの形態をとらえ得るのではないだろうか。

- (1) 松下志朗「福岡藩の焚石・石炭旅売仕組について」（『近代経済の歴史的基盤』宮本又次郎先生古稀記念論文集、所収）
- (2) 秀村選三「麻生家の古文書」（『麻生百年史』所収）参照。
- (3) 麻生家文書（未整理）。
- (4) 福岡和右衛門は明治六年一・二月の時点まで目尾村山ノ谷で採掘している（表Ⅱ参照）。
- (5) 麻生家文書、各坑A—1。
- (6) 同、大—20。
- (7) 同、明A—140—1。
- (8) 実際には資料3の麻生賀郎の書簡にも述べられている如く、積り書の十一月十四日から一月十一日迄の四百万斤の採掘予定に対し、十月中旬にすでに七百万斤に達しようという状況であったようである。

### 3 穂波郡南尾村伊勢谷坑への経営参加の事例

麻生家の利貸経営は、資料の制約から性急な断定はさしひかえなければならぬが、表Ⅴに示すように、その額が幕末から明治初期において急激な伸びをみせていることは注目されよう。そうした貸付の対象の中には焚石山元も含まれている。麻生家の大福帳にも山元、あ

表Ⅴ 幕末～明治初期の麻生家の利貸経営の一端

		安政3 (1856)	安政6 (1859)	万延元 (1860)	文久2 (1862)	文久3 (1863)	元治元 (1864)	慶応3 (1867)	明治元 (1868)	明治2 (1869)	明治3 (1870)
貸付	高 貫文	621	1370	1835	3256	4260	2679	4800	5450	8146	5050
	正金高	一両	120	248	141	326	507	2282	1875	2578	4060
	米 高	一俵	110	127	91	82	96	219	415	381	311

- (1) 各年の「大福万覚帳」より摘出、万延元年、元治元年、明治元年はそれぞれ安政7年、文久4年、慶応4年の「大福万覚帳」の数値。
- (2) — は資料に記載なきもの。

るいはそれと思われるものへの貸付が見られる<sup>(1)</sup>。明治以降の麻生家の炭坑経営進出の一形態として、この利貸経営を契機とした炭坑経営への進出をあげることができる。明治五年穂波郡南尾村山口家の伊勢谷坑の経営に加わったのがその例である。

山口家は穂波郡南尾村居住の庄屋であり、伊勢谷の山元であった。麻生家文書にある明治七年の『石炭借区開坑免許券証御渡分人別渡帳』<sup>(2)</sup>によれば、

乙第二百二十四号

穂波郡南尾村字伊勢谷

石炭場 二千坪

同村

農 山口角平

となつてゐる。

二千坪という広さは、当時の嘉麻・穂波両郡の借区坪数がほとんど千五百坪以

表Ⅶ 明治6年1月～8月  
伊勢谷炭坑の石炭売却高

		石炭売却高	
		万	斤
1	月	15	2500
2	月	17	1000
3	月	19	0000
4	月	13	3000
5	月	14	0700
6	月	8	5000
7	月	12	0300
8	月	7	7500
合	計	107	0000

下であることを考慮すれば決して狭隘なものとはいえない。明治七年の『癸酉一月より八月迄石炭売却分斤数賦金書上帳』<sup>(3)</sup>によれば、明治六年の一月から八月までの穂波郡内各坑の石炭売却高をみる事ができる(前掲表Ⅰ)。この八カ月間の第七大区(穂波郡)内各坑の石炭売却高合計は一二七八万三九四〇斤であり、記載されている二十八坑の平均は四十六万斤弱であった。表Ⅰからもわかるように、伊勢谷坑は売却高でみる限り、郡内第二位の規模を誇っていた。参考までに同資料から伊勢谷坑の月別売却高を掲出した(表Ⅶ)。

次に掲出した資料によって麻生家の山口家への貸付の例をみることにする。ただし、ここにあげた資料のほかにも山口家に対する貸付が行なわれていたことも十分に考えられる。

慶応二年の借用証文では正金十五両が山口家の田畑を引当として貸付られている。この時の山口家の借入れが焚石丁場に関係したものであったかどうかは明らかではないが、この点は当面の問題とはならない。貸借関係の存在を確認しておけば足りるであろう。明治四年の「預り手形」<sup>(5)</sup>もその点では同様である。

(資料5)

借用仕証文之事

一 正金拾五両ハ

但シ利方壹割半

ノ

右之金子髓ニ借用仕候処相違無御座候、然ル上ハ返済之儀ハ来ル十一月限り元利無滞返納可仕候、万一反済不埒之節ハ私抱分上□上田壹反御年貢米諸上納一切諸掛リ共四俵現貳式反秋付米八俵四俵余米引当ニ仕置候間期日延引仕候節ハ右田地御勝手ニ御引上可被可成候、為無間違村役加判申請□置候、為後日仍テ証文如件

南尾村借主

慶応二年丑正月

角 蔵 印

同村

角 七 印

麻生太右衛門殿

(資料6)

預り手形

一 銀預 五貫目ハ

但シ利方(空白)

右之通髓ニ借用仕候処相違無御座候、来ル五月限り元利共ニ此手形引替可申候、仍テ一札如件

南尾村庄屋

山口角蔵 印

明治四年未十二月  
大庄屋

麻生賀郎殿

次の明治五年の借用証文は、この時の山口家の借入れが焚石丁場に關係したものであることを推察せしめる。山口角蔵は麻生賀郎から二カ月にわたり銀預十五貫目宛の借入をし、その返済は焚石会所からの石代金をもってあてることになっている。二回に分けた借入れは丁場の運転資金の性格をもったものではなかったかと思われる。ところで山元が焚石会所から前借する場合、山元は会所に対し手形を差入れて借入れ、その返済は若松あるいは芦屋での焚石売却代金からこれを元利共に差引くことよって行なわれた。この資料7にみる山口家の麻生家からの借入れは、焚石会所からの前借に山元御救とは明らかに別途のものである。おそらく、ここでいう「焚石通帳」とは、会所から山元に宛てられる「焚石代銭間通」のことと思われる。これを麻生賀郎に預けて、会所からの代金受取を委ね、そこから麻生家への返済分を差引くのである。

(資料7)

借用仕証文之事

一 銀預三拾貫目 但利方月式歩也

内 拾五貫目

二月借用

拾五貫目

三月

右之通槌ニ借用仕候処相違無御座候、然ル上ハ返済之儀ハ焚石通帳巻冊御願申上置候ニ付右石代々達々御請取可被下候、尤六月限り惣算用立合せ万一不足仕候節ハ私所持之田畠家財共御勝手ニ御引上可被成候、其節決テ異□申儀無御座候、為後日仍テ借用証文如件

南尾村

山口角蔵 ㊦

明治五年午二月

麻生賀郎殿

明治五年七月になると山口角蔵は麻生太吉と共同経営といえる約定を結んでいる。麻生太吉はこの年元服し、父賀郎から家督を継いでいた。

(資料8)

約定書物之事 (7)

一 当村四反田石筋丈ヶ堀方之儀ハ有限リ催合ニ堀方可仕候事

一金子入切借用仕候分ハ利方月式歩ニテ算用之事

一 利徳并損失共ニ一切式ッ割之事

右之通約定申上候処相違無御座候、以上

南尾村

山口角蔵 ㊦

明治五年申七月

麻生太吉殿

損益を二分したことで、単なる利貸関係ではなくさらに進んで共同の経営者として麻生太吉を位置づけることができよう。この後の経営の実体については判然としないが、焚石丁場の直接の管理経営は従来通り山口家が行っていたようである。麻生家は専ら資金の供給を行っていたようである。次の書簡(8)(年不詳、明治六年か)にもこの点をうかがうことができる。

(資料9)

……(略)然ハ追々舟楫仕管ニ候へ共、岡入錢其外少々無抛入用御座候ニ付、金札七両丈ケ御貸渡可被遣候、右毎事御相談申上ル筈ニ候得共、頃日ハ何様足抜出来不申ニ付、書中ヲ以御相談申上候条宣御聞取可被下候、尤通帳ハ指出不申ニ付、此者え御貸渡可被下奉願候也

六月十三日

麻生 太吉様

山口角蔵 ㊦

このように山口家は麻生家との共同経営によって、資金の調達に便を得た。しかし山口家にとって確かに資金の調達が容易にはなつたがその実体は「約定書物之事」にもあるように、麻生家の「利貸し」である事に変わりはなかつた。明治八年には山口家は麻生家から二十円借入れる引当として借区券を差入れるに至つた。

(資料 10)

引当ヲ以借用証文之事<sup>(9)</sup>

一金式拾円也 但利方月式分宛

右金伊勢谷石炭丁場仕操金ニ借用仕候処相違無御座候、然ル上ハ当亥三月限元利一同相払可申候、万一延引之節ハ伊勢谷丁場引上ケ抗法之通ヲ以御勝手ニ御堀方可被成候、為其御免許証券差入置候、為後日印紙貼用仕置候、仍テ借用証書如件

南尾村借区主

明治八年二月二日

受人忠隈村

山口 角平 ㊦

浅田新右衛門 ㊦

麻生 末吉殿

花村徳 七<sup>(10)</sup>殿

この資料にみるように「御免許証券差入」がなされたが、このことは伊勢谷坑が麻生家の手に渡る可能性が生じたことを意味する。実際にはこの時伊勢谷坑は山口家の手を離れなかつたが<sup>(11)</sup>、これまで掲出した一連の資料によって、麻生家が山口家に対し、当初の利貸経営の中の銀主としての立場から共同経営者としての立場になり、さらには借区そのものを入手し得る可能性をもつまでに至つた過程をみた。この事例によって、一応次のような諸点を指摘し得る。

(一)麻生家は利貸経営の中で、他の保有する炭坑へ経営参加する契機を得た。(二)それは、藩営焚石仕組の下では焚石会所からの山元の借入を補充し、また仕組法解体後においては会所からの借入れに代るものとして、前期的資本が機能したことによる。(三)さらにその前提として、幕末から明治初期にかけて(仕組法解体前後)、山口家の例にみるように庄屋格の者の経営にかかる炭坑であつても、殊に資金面では困窮していたものがあつた。

以上のような諸点は、当時の炭坑経営の中心的役割を担っていたと思われる庄屋・大庄屋層の中にあつても、より富裕な層がその前期的資本によって多くの炭坑の経営に進出し、坑区を集中し得た可能性を示しているといえよう。少なくとも、かかる階層にある麻生家については、本稿の事例によって炭坑経営へかかわっていく形態の一つとして、利貸経営を契機とするものがあつたことを確認しておくことができる。

(1) たとえば、安政七年申八月には「石山茂吉」に対し「冥加金取替」

として「錢三、四百文」を貸付けているのがみえる。また文久三年冬には「石山弥助」に対し「札四、四百三十八文」の貸付がみえる。

(2) 麻生家文書、庄屋B-17、なおこの資料は、拙稿「麻生家文書資料紹介(Ⅰ)」(『エネルギー史研究ノート』第六号所収)で紹介

している。

- (3) 麻生家文書、庄屋B―29。
  - (4) 同、各坑A―2―1。
  - (5) 同、各坑A―2―2。
  - (6) 同、各坑A―2―3。
  - (7) 同、各坑A―2―5。
  - (8) 同、庄屋B―89―10。
  - (9) 同、各坑A―2―4。
  - (10) 花村徳七は麻生家と同じく立岩村に居住していた。『明治五年壬申十一月、地券御願書』（麻生家文書）によれば、嘉麻郡立岩村組頭となつてゐる。後の麻生家の各炭坑にも関係した人物である。また麻生末吉は前述の如く太吉の弟である。この借用証文の宛名がこの兩名になつてゐるが、実体としては麻生太吉に宛てたものとみてよい。山口角平が麻生太吉に宛てた十月二十五日付書簡には「：：曾テ御願申上置候伊勢谷石炭借区券、今般御改正ニ相成候趣ニテ、郡役所々御達ニ相成候条、一先御却下被下度：：」とある。
- (11) 明治十六年ならびに十九年の『鉱区借区一覽表』にはいづれも借区人は山口角平（角蔵の子）となつてゐる。なお伊勢谷坑における山口家と麻生家の関係は、いつまで続いたか明らかではない。しかし他の資料にも見うけられないところから、それほど長期にわたつたものではないようである。

#### 4 むすびにかえて

以上焚石仕組の解体前後における麻生家と焚石丁場との関係を二つの例について概観した。それぞれの丁場経営の実体についてはほとんど明らかにしていないし、またこれらの丁場は明治期以降の麻生家の炭坑経営と直接の関連をもつものではない。その点からは必ずしもよ

い事例とはいいがたいが、ここでは他が採掘経営する丁場に参加していった姿をとおしてこの時期における麻生家の炭坑経営とのかかわりの一端をみる事ができたと考へる。村役人として当然村方の焚石丁場経営と無関係ではあり得なかつただけでなく、村柄の維持のために自ら経営にのり出し、またこれらの性格を含みながら自らの利貸経営の中に他の焚石丁場経営を包摂していったのである。すなわち麻生家の「豪農」としての性格を背景とした焚石丁場とのかかわりを指摘し得るのである。同時に麻生家の例にみるように、この類型に属する土着鉱業家の特質は、焚石仕組法下における村方の焚石丁場とのかかわりを無視することができないことが確認されたと思う。少なくとも麻生家に限つていうならば、かかる関係の中に明治以降の地元大手鉱業家として発展していく契機を含んでいたといえよう。

付記 大福帳類の検索において西村卓氏の協力を得、また種々のご教示をいただいた。記して謝意を表します。